

改正業務報酬基準 講習会

主催：（一社）群馬県建築士事務所協会

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年の建築物の設計・工事監理の多様化・複雑化、建築主等からの設計等の業務に対する要求水準の高まりなど建築士事務所の業務環境に大きな変化が生じてきていることから、業務報酬基準告示の見直しを行い、今般、平成31年国土交通省告示第98号として公布・施行されました。

新しい業務報酬基準では、略算方法に用いる略算表の刷新、設計等業務の難易度の反映、標準業務内容の明確化などを行っています。

建築物の設計・工事監理が適切に行われるためには、業務に応じた適切な報酬を得ることが重要です。

本講習会は、新しい業務報酬基準の考え方を正しく理解し、広く周知を図るために開催いたしますので、この機会にぜひご受講ください。

受講対象者

建築士、建築士事務所の開設者、
その他建築関係従事者、建築主など

1. 平成31年1月施行の改正業務報酬基準の解説
2. 国土交通省によるDVD解説
3. 建築CPD情報提供制度の認定プログラム（予定）

※DVDによる映像講習

開催日時

平成31年4月 9日（火）14:00～15:40

平成31年4月10日（水）14:00～15:40

会場：（一社）群馬県建築士事務所協会
前橋市元総社町2-23-7

受講料

会員 … 1,000円（税込）

非会員 … 3,000円（税込）

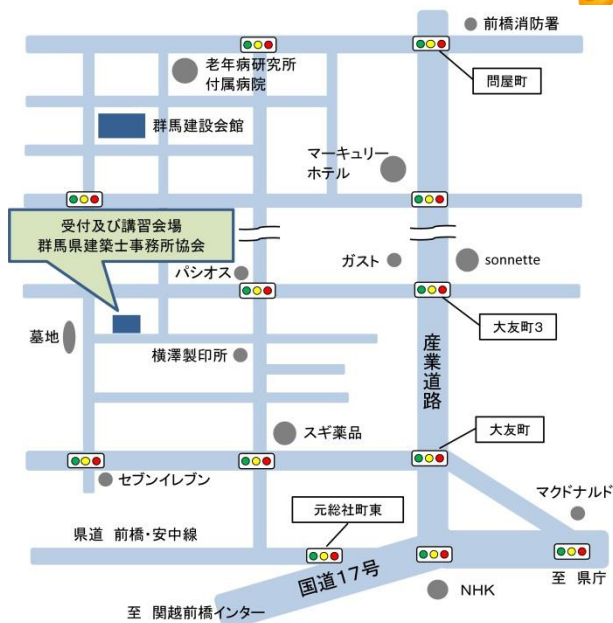
※受講料は講習会申込時にお支払いいただくか、講習会当日、会場にてお支払い下さい。

※受講者にはテキストを無料で配布します。

お問合せ先

（一社）群馬建築士事務所協会

TEL 027-255-1333 (<https://www.sekkei-gunma.jp/>)



改正業務報酬基準 講習会



お申込み先及び申込方法

申込先：(一社)群馬県建築士事務所協会 前橋市元総社町2-23-7

TEL：027-255-1333 FAX：027-255-1066

申込方法：①窓口申込 申込書・受講料を持参の上、申込先までご来所下さい。

②FAX申込 申込書を記載の上、お申込下さい。受付後、受付印を押印しFAXにて、ご返信いたします。講習会当日に受講料をお支払い下さい。

※ 注意事項

・納付された受講料は、当協会の不備により受講できなかった場合を除いて返還いたしません。

【受講申込書】

事務所名： _____ お名前： _____

会員区分： 会員 非会員 TEL： _____ FAX： _____

開催日時： 平成31年4月 9日 (火) 14:00～15:40

平成31年4月10日 (水) 14:00～15:40

※希望開催日時に下さい。

開催会場：(一社)群馬県建築士事務所協会
前橋市元総社町2-23-7

定 員：各20名 (先着順)

会 員 … 1,000円 (税込)

非会員 … 3,000円 (税込)

※受講者にはテキストを無料で配布します

※主催者記入欄※

改正業務報酬基準 講習会

【受講票】

の講習会で申込を受け付けましたので当日この受講票を受付へご提示下さい。

平成31年4月 9日 (火) 14:00～15:40

平成31年4月10日 (水) 14:00～15:40

開催会場：(一社)群馬県建築士事務所協会
前橋市元総社町2-23-7

受付No. _____

受付欄

受 付：13:30～

講習会：14:00～

受講料受領確認日：

担当者確認印